
第1回奈良県景観審議会 開催議事録

■日時：平成21年4月13日（月） 午後2時00分～午後3時10分

■場所：奈良県庁5階 第1会議室

■出席者：

【委員】 岩井委員、烏頭尾委員、江川委員、長坂委員、中原委員、鳴海委員、宮前委員
井岡委員、内野委員、簗原委員

【事務局】 宮谷景観・環境局長、杉之原景観・環境局次長
（幹事）松丸資源調整課長、馬場自然環境課長、福永地域デザイン推進課長、
村田建築課長、清水風致景観課長
（地域デザイン推進課）藤野主任調整員、甲賀主査
（風致景観課）西山主幹、三原係長、堀口主査、辰己主査、小林主査

■議事：

[議題1] 奈良県景観審議会の設置について

[議題2] 奈良県景観計画について（諮問）

[議題3] 公共事業景観形成指針について

[議題4] その他

- (1) 奈良県景観条例について
- (2) 平成21年度景観関連事業について
- (3) まほろば景観スポット百選の選定について
- (4) 残したくない景観の応募結果について

■公開・非公開の別：公開（傍聴者 1人）

■議事概要：

[議題1]

- ・奈良県景観審議会の会長に鳴海委員、副会長に西田委員が選任された。
- ・奈良県景観審議会の審査指導部会が設置された。
- ・審査指導部会の委員に鳴海委員、西田委員、江川委員、長坂委員、岩井委員の5名が選任された。このうち、部会長に鳴海委員、部会長代理に西田委員が選任された。

[議題2]

- ・「奈良県景観計画」は、奈良県景観審議会において「原案どおり決定することを適当と認める」と答申することが承認された。

[議題3]

- ・公共事業景観形成指針（骨子案）について説明
- ・指針策定スケジュールについて説明

[議題4] その他

(1) 奈良県景観条例について

- ・奈良県景観条例が議会で承認され、平成21年4月1日に一部施行され、規制関連部分は、景観計画の施行に合わせて平成21年11月1日から施行される旨を報告。

(2) 平成21年度景観関連事業について

- ・既存不適格となる建築物に対する修景支援事業を創設
- ・NPOとの協働による景観づくり人材育成事業の創設
- ・大宮通り沿道景観整備助成モデル事業の創設
- ・平城宮跡周辺の道路付属物リフレッシュ整備事業の創設
- ・平城宮跡周辺の道路景観向上事業の創設 以上の新規事業の概要を説明

(3) まほろば景観スポット百選の選定について

- ・おすすめ眺望スポットとして、565件の応募があり、まほろば眺望スポット百選審査会により百選を決定した旨を報告。

(4) 残したくない景観の応募結果について

- ・残したくない景観として、112件の応募があり、一部については公表する旨を説明。

■議事録： 以下のとおり

議 事 録

事務局（三原）：定刻となりましたので、ただ今より、第1回奈良県景観審議会を開催致します。本日の司会進行を担当いたします。奈良県風致景観課の三原と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。

なお、審議会につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」により、原則公開となっております。「具体的取り扱い等」につきましては、後ほど、委員の皆様にご検討頂きたいと思いますが、現時点では、本日の議事進行において不開示にすべき内容は含まれないものと考えておりますので、本日の会議の「公開による進行」につきまして、ご了承をお願い致します。

次に、本日の配付資料でございますが、お手元、審議会資料目録に記載のとおり、「資料1」から「資料11-2」までとなっておりますので、ご確認をお願いします。

それでは、まずはじめに、景観・環境局長の宮谷からあいさつさせていただきます。

宮谷局長：皆さんお忙しい中、第1回奈良県景観審議会にご出席頂きありがとうございます。

当景観審議会の前身であります「ふるさと奈良景観づくり推進委員会」で、一昨年の12月以来皆様の議論を頂いています。奈良県としては景観をよくするため改めて決意を新たにしています。本審議会は本年2月に議会で可決し、4月1日より施行している奈良県景観条例に基づき設置しています。

景観計画に対する策定、勧告、変更命令、良好な景観に対する重要な施策を審議・検討して頂きます。また、審議会の円滑な運営のために勧告、命令などは部会を設けて審議して頂く予定です。

本日は、景観法に基づく景観計画の策定について諮問をお願いします。景観計画はご意見を頂きパブリックコメントの手続きを経てこの5月には告示し、周知期間を経て11月には施行する予定です。

また、公共事業景観形成指針につきましても案を示しますのでご指導願ひます。

県では、景観条例と景観計画の施行を控えまして本年度より、景観・環境局風致景観課に一元化しました。そして、職員を2名増員するとともに景観・環境保全センターを設置しましてパトロール体制の強化を図っています。

また、県内では明日香村が5月1日から景観行政団体になる予定です。

生駒市は昨年度から、斑鳩町は本年度から景観行政団体に向けた調査事業を行っています。このように市町村では景観の取り組みが進んでいます。

県では、美しく風格のある奈良を創設し次世代に引き継いで行くために先導的、広域的な役割を担って参ります。皆様方のご協力を頂きますようお願いいたしまして挨拶と代えさせていただきます。

事務局（三原）：それでは、本日ご出席の各委員のご紹介をさせていただきます。

株式会社クリエイティブフォーラム代表の岩井委員です。

京都教育大学名誉教授で日本画家の烏頭尾委員です。

関西大学教授の江川委員です。

京都工芸繊維大学教授の長坂委員です。

大阪市立大学准教授の中原委員です。

株式会社スペースビジョン研究所長の宮前委員です。

奈良県広告美術塗装業協同組合・理事長の井岡委員です。

奈良県商工会議所連合会・常任幹事の内野委員です。

奈良県建築士会の箕原委員です。

なお、奈良県立大学教授の西田委員、奈良まちづくりセンター理事の上田委員と、奈良県デジタルビューロー・理事の箸尾委員は本日ご欠席となっております。

続きまして本審議会の幹事を紹介させていただきます。

奈良県・資源調整課松丸課長です。奈良県・自然環境課馬場課長です。奈良県・地域デザイン推進課福永課長です。奈良県・建築課村田課長です。奈良県・風致景観課清水課長です。

次に、報告事項について事務局から説明いたします。資料9から資料11をご覧ください。

事務局（西山）：資料9をご覧ください。「奈良県景観条例について」4月1日より一部施行しています。委員の皆様方には一昨年の12月より議論を頂いていますが、景観条例の第10条ですが届出に係る事前の助言について、事前に助言を求めることができ、その場合景観審議会に意見を求めることができるとなっております。また第16条で、景観計画の適用除外についても配慮義務を課しています。第17条では既存の建築物等についても良好な景観を図るため必要な措置を講ずるよう求めることができると、委員の皆様方のご意見を反映いたしました。

それから、第5章で良好な景観の形成に関する施策として、景観住民協定を策定し、住民が景観づくりのルールを作り知事が協定を認定し良好な景観を推進していきます。第20条では景観資産の登録として建造物や眺望地点を登録する制度を奈良県独自の制度として制定しました。

次に資料10「修景支援事業等の概要」についてです。景観計画の策定に伴い実施する事業を紹介します。①建築物等に対する景観修景事業として、既存の建築物について規制が及びませんが、一方で規制を行うにあたって、第1種・第2種の重点景観形成区域について、景観計画から不適合となる民間の既存建築物について、屋外広告物は屋外広告物条例により規制していますが、景観計画の施行にあわせて、広告整備地区の基準に適合しないものに対して助成を行うということで、規制とともに一方では良

好きな景観に向けて助成を行います。

次に③④⑤につきまして、遷都1300年祭を迎えて、大宮通景観形成助成事業で、大宮通りは奈良市が景観形成団体としてまちづくりをしています。奈良市と協力して同じように建築物と工作物の修景支援事業を行います。

また、景観に配慮した道路構造物などの改善、第二阪奈道路にウェルカムゲートを作るなど1300年祭に向けて公共事業の取り組みを行います。

次に資料11「まほろば眺望スポット百選の選定について」知事の提案によって実施していますが、お勧めの眺望スポットを募集し、565件、スポット数では321カ所の応募を頂き、眺望100選審査会を設置し、この3月にまほろば眺望100選として105カ所を選定いたしました。地域の景観資産として広くホームページなどで発信していきます。庁内関係各課においても眺望スポットは整備して頂くよう働きかけていきます。

次に資料11の2「残したくない景観」の応募結果について、景観改善への警鐘の意味を込めて、今後の景観施策の検討材料として募集し、112件の応募を頂きました。残したくない理由として周辺と不調和であったり、派手と感じる建築物、工作物であったり、管理が不十分な道路等や屋外広告物や視界を遮る電柱・電線類やゴミなどとなっています。庁内関係課で情報を共有して今後の施策に活用していきます。

次のページからは応募している主な事例を掲載させて頂いています。

以上4点について、ご報告をさせて頂きました。

事務局（三原）：それでは、ただ今から議事に入らせて頂きますが、まずは、本審議会の会長及び副会長の選任をお願いしたいと思います。

会長及び副会長は、奈良県景観審議会規則第2条第2項の規定により、「委員の互選により選任する。」とされています。

委員の皆さま方より、会長の推薦をお願い致します。

岩井委員：私は、「ふるさと奈良景観づくり推進委員会」の委員長として、これまで「奈良県景観条例」や「奈良県景観計画」の検討にあたっての幅広い議論をおまとめ頂いてきた、鳴海委員が、本審議会の会長に適任と思います。

事務局（三原）：ただ今、岩井委員から鳴海委員のご推薦がありました。各委員の皆さま、いかがでしょうか。

< 委員全員了承 >

事務局（三原）：委員の皆さまもご賛同されているようですので、鳴海委員にはご多忙のところ、誠に恐縮ではございますが、会長へのご就任をお願いしたいと思います。

鳴海委員、いかがでしょうか。

< 鳴海委員 了承 >

それでは、鳴海委員に会長席へ移動頂けませんか。

では、鳴海会長から一言ご挨拶をお願いします。

鳴海会長：それでは改めまして、ただ今、各委員の皆さま方のご推挙により、奈良県景観審議会の会長に就任いたしました鳴海でございます。

会長として、この審議会の目的を皆さま方のご協力のもとに達成して参りたいと思います。どうぞ、よろしくお願い致します。

事務局（三原）：ありがとうございます。引き続き副会長の選任をお願いしたいと思います。委員の皆さま方より、副会長の推薦をお願い致します。

鳴海会長：私からは、本日御欠席ではありますが、事務局の方で西田委員の御了解がいただけるのであれば、これまで「ふるさと奈良景観づくり推進委員会」の副委員長として委員長の私を補佐頂きました。西田委員を副会長にご推薦させて頂きます。

事務局（三原）：ただ今、鳴海会長から西田委員のご推薦がありましたが、各委員の皆さま、いかがでしょうか。

< 委員全員了承 >

委員の皆さまにご賛同頂きましたので、西田委員に、副会長へのご就任をお願いすることとさせて頂きます。

それでは、これより、議事進行を鳴海会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願い致します。

鳴海会長：それでは、本日の議題1のうち、「審査指導部会の設置について」に入りしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局（三原）：それでは、「審査指導部会の設置について」の説明をさせて頂きます。

資料1と2をご覧下さい。本審議会は奈良県景観条例に基づき設置した知事の附属機関でございます。当条例に基づき審議会の意見を聴くこととなっています事項については①から⑥にあげさせて頂いています。①②については景観計画に関する広範な政策的な意見を頂きたいと考えます。③④⑤については、11月1日より施行する届出制度の勧告や公表、変更命令の不利益処分に関して個別の案件についてご意見を頂戴するとなっています。⑥は公共事業の景観形成指針の策定につきましてもご意見を頂きます。またそれ以外についても、知事の方から審議会に諮問させて頂きます。

また、審議会の構成につきましては条例・規則により規定しており、人数は15名以内の構成となっています。

今回委嘱させて頂いておりますのは、前身であります「ふるさと奈良景観づくり推進委員会」の委員の皆様の中から、市町村の委員4名を除く

13名で構成させて頂いています。

また、審議会にはその定めにより部会をおくとなっており、その構成は5名以内となっています。

この部会におきましては、③から⑤の不利益処分などに係る個別案件の事案について、景観法の公益性に関する事で、専門的に審議して頂くこととなります。

資料1の2につきましては、景観条例22条の景観審議会に関する部分です。第5項により審議会は、部会をおくことができるとなっています。

第6項により第10条、12条、14条の規定によりその権限に属された事項については、これらを専門に審査する部会の決議をもって審議会の決議とすることとなっています。

4月1日に施行しています「奈良県景観審議会規則」では、第2条で会長・副会長は互選となっています。また、第4条で部会は5名以内で構成することとなっています。部会の委員につきましては会長が指名することとなっています。

部会の部会長は互選により選任することとなっています。また、部会を置くかどうかは審議会で定めることとなっています。

資料2をご覧下さい。奈良県景観審議会、審査指導部会の設置についてですが、審議会において部会を設置できるとなっていますので、設置についてご承認を頂ければと思います。

部会の審議内容は、事前の助言の他条例第22条の規定に定める勧告、命令等の不利益処分などとなっています。また、必要に応じて部会の審議内容を審議会全体で審議して頂くことができますので、部会長の方より後に開催する審議会に報告して頂くこととなります。

以上で、説明を終わらせて頂きます。よろしくご検討をお願いします。

鳴海会長：ただ今、事務局から説明がございましたが、景観条例と関係規則の規定により、この審議会に5名以内の部会を置くことができるということですので、景観審議会に審査指導部会を設置することについて、ご意見がございましたらお願いいたします。

< 各委員意見なし >

鳴海会長：特に反対意見はないようですので本審議会といたしましては、「審査指導部会」を設置するという事でよろしいでしょうか。

< 委員了承 >

鳴海会長：ありがとうございました。

それでは、審査指導部会委員は、景観審議会の会長が指名することとなっていますので、会長である私と、副会長である西田委員、それから、江川委員、長坂委員、岩井委員の5名としたいと思いますがいかがでしょうか。

< 委員了承 >

鳴海会長：ありがとうございました。

それでは、審査指導部会の部会長につきましては、部会委員の互選となっておりますが、部会委員の皆様、いかがでしょうか？

江川委員：部会長も、鳴海会長にご就任頂くのがよろしいと思っておりますがいかがでしょうか。

鳴海会長：皆様いかがでしょうか。

< 部会委員了承 >

鳴海会長：それでは、私が部会長も兼ねるということにいたします。

なお、景観審議会規則（第4条第6項）によりますと、部会長代理をあらかじめ指名することとなっておりますので、部会長代理は、これも本日ご欠席ではありますが、西田委員を指名させて頂きます。

皆様いかがでしょうか。

< 部会委員了承 >

鳴海会長：ありがとうございます。

西田委員の方には、部会委員及び部会長代理として指名されたことについて、事務局の方からご連絡願います。

他にご意見ありませんでしょうか。

岩井委員：部会を設置するということですが、複数の部会を設置するということは可能なのでしょうか。

事務局（三原）：条例の規定では、部会を置くことができるようになっており、複数の部会を置くことは可能ですが、当面必要な部会は、届出制度についての部会が主になります。そのほかに景観計画の見直しでありますとか大きな議題がある場合は現在の部会の他に新たな部会が必要かご検討頂きたいと思っております。

鳴海会長：では、本日の議題1のうち、「奈良県景観審議会等の会議の公開等の取り扱いについて」に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局（三原）：それでは、「奈良県景観審議会等の会議の公開等の取り扱いについて」の説明をさせて頂きます。資料3の1、3の2、4をご覧下さい。

景観審議会においては、原則的に公開する取り扱いとさせて頂きたいです。

審議の内容につきましても基本的に公開ですが、情報公開条例により個人のプライバシーに関する事項は内容によりまして公開・非公開を検討します。

また、議事録につきましては公開、非公開にかかわらず会長又は会長が指名する者に署名を頂きます。

前身の委員会におきましては計画策定の総合的な政策の議論でしたが、今後の審議会や部会については個々の議案内容についての議論となりますので明確にするため署名を頂きます。そ

れ以外の運用については今までどおりの規定とさせて頂きたいと思えます。

資料3の2は、傍聴要領で、傍聴頂く際の手続きが載っています。

資料4は、前身の委員会は県のホームページの公開でしたが、本奈良県景観審議会においても県のホームページの公開とさせて頂きますよう了承を頂きたいと思えます。

以上で、説明を終わらせて頂きます。よろしくご検討をお願いします。

鳴海会長：ただ今、事務局から説明がございましたが、本件について、ご意見がございましたらお願いいたします。

<各委員意見なし>

鳴海会長：特にご意見はないようですので、本審議会といたしましては、「奈良県景観審議会等の会議の公開等の取り扱いについて」は「承認する」ということよろしいでしょうか。

< 委員了承 >

鳴海会長：ありがとうございます。

それでは、本日の議事に関する議事録の署名者の指名をさせて頂きたいと思えます。

事務局で作成された議事録が議事どおりであるということで、会長の私と、委員のうち一人が署名をすることとなります。

本日の審議会の議事録署名委員は、岩井委員をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

< 岩井委員了承 >

鳴海会長：それでは次の議題、本審議会に諮問されました「奈良県景観計画」について、事務局の方から説明願います。

事務局（西山主幹）：「奈良県景観計画」について、諮問させて頂きます。

資料5をご覧ください。景観計画の策定と景観条例の今後のスケジュールをまとめたものです。昨年の12月から推進委員会全体を5回、専門部会を4回開き、意見を頂きました。

これをふまえ、景観計画の素案をまとめて平成20年の11月13日から1ヶ月間パブリックコメントの手続きを行い、必要な修正を行ったうえで、市町村の意見を聞きました。その結果もふまえ、2月に奈良県都市計画審議会の意見聴取を行いました。

「景観条例」につきましては、2月議会上程しまして3月27日に公布、この4月1日から一部施行されました。

「景観計画」につきましては、本景観審議会にご承認いただければ、5月1日に告示し、6ヶ月の周知期間をおいて、11月1日から施行する予定です。

次に資料6-1で、パブリックコメントの内容をまとめました。意見を頂いたのは、個人団体を含んで8名の方、質問等を含むと39件の

意見を頂きました。

県としましては、この意見をふまえ、文言修正等の必要なものは内容に反映しました。この意見と県の考え方については2ページ以降にまとめました。

次に資料6-2で、景観法の規定で関係市町村の意見を聞かなければならないとなっており、市町村に意見照会をしました。

五條市のみ意見が提出されました。その内容は、重点景観形成区域への五條市の地域の追加でした。

追加場所として、1つめは、国道168号・310号の4車線化部分、2つめは、京奈和自動車道インターチェンジ付近部分、3つめは、国道24号線の拡幅工事部分の重点景観形成区域への追加要望でした。

この要望については、委員の方々に議論頂いたとおり県の景観計画では広域的先導的な観点から4車線を有し県内の交通網を形成する幹線道路の沿道を広域幹線沿道区域としています。また、そのインターチェンジ周辺を第2種特定区域として指定する旨定義してきたものです。

1つめと2つめの道路は、4車線化を検討している段階ですので、4車線になった段階で重点景観形成区域に入れるか検討したいと考えます。

3つめの道路は、同じように広域幹線沿道区域の考え方から県としては想定していないところです。隣接する新町区域と併せて基本的なまちづくりを五條市に考えて頂き、五條市が景観行政団体になることを含めて検討してもらえよう、県としては情報提供を行いたい旨、五條市に説明し、了解を頂いています。

次に資料6-3ですが、以上の経緯をふまえて2月17日に奈良県都市計画審議会に原案どおり意見なしとして答申を頂きました。

次に資料7ですが、景観条例に基づき奈良県知事から「景観計画」について、景観審議会へ意見を求める諮問書です。

これまで、委員会に貴重な意見を頂き「景観計画」案を策定いたしました。既に議論を尽くして頂きました内容となっておりますので、ご了解頂きたいと考えるところです。以上で諮問いたしました「景観計画」の説明を終わります。

鳴海会長：ありがとうございます。ただいまの説明に対して何かご意見はありますか。

内容については今まで議論を尽くしてきたので意見はないようですので、本審議会としては、「奈良県景観計画」については、原案どおり決定することを適当と認めます。

次の議題ですが、「公共事業景観形成指針について」の説明をお願いします。

事務局（藤野）：それでは、「公共事業景観形成指針について」の説明をさせて頂きます。

この公共事業景観形成指針は引き続き地域デザイン推進課が担当いたします。

資料は8-1から8-4です。

まず資料8-1ですが、奈良県景観条例第3条に基づき、「県は、地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して、公共事業を実施する

責務を有する」となっています。さらに景観条例第18条により「知事は、公共事業を実施するにあたっての良好な景観の形成のための指針を定めるものとする。」となっています。第18条2項で、「知事はこの指針を定めるにあたり奈良県景観審議会の意見を聞かなければならない」となっています。第3項で「知事は指針を公表しなければならない」となっています。

また第5項では「知事は、公共事業を実施する者に対して指針を配慮するよう求めることができる」と規定されています。

次に資料8-2ですが、庁内で「公共事業景観形成検討ワーキング部会」を設置し、4月8日に第1回目を開催しました。この部会は、公共事業を直接行う関係課及び規制する関係各課で部会が構成されています。このワーキング部会で「公共事業景観形成指針」を議論していきます。

次に資料8-3ですが、今後の指針策定のスケジュールについて載せております。

11月1日の条例の全面施行に合わせまして「公共事業景観形成指針」を発効できるように考えています。予定では8月頃に指針の案を確定して景観審議会に諮り、その後は周知期間を経て施行と考えています。

また、4月から8月にかけて作成した指針案を景観審議会の審査指導部会に掛けて意見を伺いたいと考えています。

以上が策定のスケジュールとなっています。

次に資料の8-4ですが、まだ指針の策定が始まったばかりですので、骨子案として大まかな章立てを示しています。

第1章が「目的」、第2章が「適用の範囲」として、国や市町村に指針に適合するよう要請することとなっています。

第3章は「基本的事項」として、奈良県景観計画より基本方針を定めます。また「奈良県公共事業等景観形成マニュアル」を平成8年に策定していますが、周知が図られず、活用されていないので、活用できるよう推進していきたいと考えています。

第4章は、「公共事業実施における配慮事項」として、段階別配慮を定め、調査段階、施工段階、維持管理段階での配慮を規定し、また道路や河川などの施設別の配慮事項を定める予定です。

第5章は、「景観形成の推進方策」として、庁内における景観形成を築くための取り組みとして職員への知識向上の研修などを行っていきたいです。

第6章は、「公共施設の維持管理の推進」としてチェック体制の構築を考えています。

以上のような内容で、指針案ができましたら景観審議会に意見を伺う予定です。

鳴海会長：ありがとうございました。ただいま説明があったことについて、何かご意見はありますか。

岩井委員：この指針の第4章のところで段階的に配慮するとなっていますが、この内容では、公共事業のライフサイクルコストなど全体に関する

記述が漏れ落ちているように思います。

また、第4章の2で施設別の配慮事項の項目を見ると、河川、水路、ダム、えん堤などとなっていて、都市土木が中心のように思うが、奈良県の景観形成上、農業土木的な施設に関する記述は重要であると思いますが、いかがですか。

事務局（藤野）：ライフサイクルコストについては、第6章の維持管理の推進などで漏れ落ちることのないよう、今後指針作成を検討するうえで、委員の意見を反映させていきます。

農業土木に関する件ですが、公共事業景観検討ワーキング部会の構成課には、農林部局も加わっており、今後ワーキング部会の中で章の分け方も含めて農業土木に関する記述についても検討していきます。

宮前委員：公共事業では、河川沿いの道路や公園沿いの道路、農地に隣接する河川水路など、施設に異なるものが隣接することがある。そのような場合、施設の周りの状況に応じた施設整備をどこで議論するのかについても指針で検討きたい。

事務局（藤野）：ご指摘の内容について、第4章の計画段階又は第3章の基本方針などに、委員の意見を反映させていきます。

鳴海会長：景観検討の体制では、ふるさと奈良景観づくり検討会や公共事業景観形成検討ワーキング部会について記述をするのですか。

事務局（地域デザイン推進課長）：既存の検討会や部会は、景観形成に関する施策を検討するためのものです。ここで言う景観検討の体制は、個別な事業を実施する場合に、指針をどのように運用しチェックしていくのかについて定めたいと考えています。

鳴海会長：いろいろご意見を頂きましたが、各委員からの意見を参考にされ、進めて頂きたいと思います。

事務局（三原）：委員の皆さま、長時間に渡り活発なご意見を頂きありがとうございました。

それでは最後に景観・環境局次長の杉之原よりあいさつさせていただきます。

杉之原次長：本日は長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。今回の審議会は第1回目ということもあり、会議の公開等事務的なことから、諮問案件の景観計画の策定につきましても原案どおり適当と認めるとご承認いただき、ありがとうございました。

さらには、公共事業の景観形成指針の策定につきましても、長時間審議いただき貴重な意見をいただきましたことお礼申し上げます。

公共事業の景観形成指針の策定につきましては、委員の皆様それぞれの立場からの意見を賜らねば策定できないものと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

また、景観計画の施行が終わりではなく、今

後は本格的な取組が必要と思われまますので、皆様今後ともよろしくお願いいたします。

事務局（三原）：委員の皆様には、次回の審議会など日程の詳細が決まりましたらご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。それでは長時間の審議お疲れ様でした。これにて本日の審議会を終わります。

以 上